當時珎説要秘録

抄録

り5
3304

當時珍説要秘録　抄録

○當将軍家御誕生之事　并　御誕初之節勤世
　但御側小姓記ハ無之事
今天下の主将徳川家重公也　東照宮ゟ九代ニ當り
然将ハ前将軍大御所吉宗公ハ御長男紀州ニ而御誕生
御母ハ長福君と申し　其先将軍の代より御嫡子のすへ
至重大嫡酒の二ッ子ますで御ハ　中納　大夫将様と申奉り西の
丸ニ御住せられ御節も　大の嫡酒年月日ハ不見ならず　御
成　将軍吉宗公より御進ミ被成　元文の比ハ小菱御家
御出家被御好と　御生まれも　右小僧御廐ニ　五月或ハ七月
御酒ゟ御気重まし　と偏ニ女好て　離されませぬ
御生まれの内ニも節ハ御　様御嫡ニうるハしく　まつしろ

ミ候も絶えて猶いひもてはやし嫁迎にて四方侍つゐき
させ給ひは猶こしろとめいつしせ給ひ其上意ところ
盛てあく御前に於て役儀まゐのていは上意の趣
御詞の御名代として大奥御用守上意にて申き
らるとある故之御例萬端先年の格に大奥重役
御詞書りとある家重公大御台所御方様より御
於御て云し上様上様女宝武の御備条も御近所
云御方様の年御中用是より御世嗣 中略 去亥正月三
の夜御法御に節御三家方御参事例をも御役より
御産 披露ありしこの節御世嗣文言御の御法
御台様を訳年是与宝し御世訳は出しく御法出
の御家重公御参事と説り候て其夜御中用不言世の事
こと披御参事を御いらへは御世嗣文武御台様の御沙汰を

訳は生しつきてさもはて今年き御世嗣出生の
月すみ出生あらんとせしは御三家は其夜の御参事
新御湯殿を御世嗣発表御台様の御訳をに返しろき
ひけりしも大奥にて其御世嗣は御母様に候はり（上様より仰せまたとして申せしはお幸の方出生の事に）
○竹千代御誕生の事
大納言家治公の御母上お幸の方と申せしは梅渓
御母よし一位より 家重公の御寵愛にて比宮様
御方向の節御側にありしお幸の方御取立ありて御簾
中様御縁組二絶縁候を思ふす常盤山へ葬りまして
姫なる 家重公お幸の方に御心を寄せ給ひ姫君御誕生
ましくえ文武年竹千代君御出生と称せられ其の大納言
家治公是よりお幸の方を世嗣よりは御部屋様と申奉る
西の丸は大奥へ申しくる 下略

○大綱云家伝云、曾去黒鯉御鷹献上の事
大猷公いまた竹千代君と申せし御時、御鷹狩に被為入
御申し候へは御放鷹或は御手きなかりし其所の体に而御覧
長政の御前にて集る鯉を見やきりにして御沙汰に出
御鷹居寄して問しめさせられまし將軍家の御感悦に
て其事なりしかは つきやとて曾去大夫と朝鮮より次
頼て長政の鯉を取朝鮮より家對馬守家来まで之
将軍の黒鯉にして奉る則是を黒鯉の御漏やか
早しては家老其日に御沙汰に及ひる可は筑前守内蔵等
小に如何と申しけり 識小日本将軍の権威に恐れし衣裳を
有の事

○黒田筑前守少将に任する事
筑前の國主黒田家先祖如水・長政よりして宜信に

持格とこそ次ならては當筑前守忠之の代は
當時中村田右衛門宰相御釼衣之帰出雲守と申せし
て秘計をめくらし少将に任叙する事家に有年
其かしの事とも有り 忠之の妹の御事 黒田筑前守
将軍家竹姫君の御息女御縁組ありて御婚
姻の御祝ひの御節御出會の御節 筑前守官位す
くしく是を申しして 黒田右衛門督是は黒
中に任せ 筑前守少将に任しのひあり黒田
家と薩摩守家中 婦人の婦女の縁の黒館と恐
く其述のふの事 其先し其後し生まれ [illegible]
黒田筑前守の御遺ひの門を別に少将に [illegible]
中に其年 [illegible] 家の [illegible]
殿の門にも将軍家の御姫 [illegible]

先は良也守にて毛利の娘なり然共是両家にて

縁は無之と見えし然る所別而来りし浅野

家敷門と婚姻の時婚姻致候節浅野家へ

也と申し竹姫君の御事御手にて竹姫君

蜂須賀殿の門にて御申上候事

殿にても御屋敷中の御殿の御事は

御座候ても御義も有之候也然る処是両家にて御

小笠原殿の門とこしらへ是迄も有之候

○是田の世嗣光隆殿家の御容躰と御座候

○上杉家上中納言様御事御手に御座候

宝暦元年上杉中納言并仁王門御事御手に御座候上杉大炊

殿御頭御手にて尾張殿御事上杉家縁組と申す尾張殿

ま殊の外家の毒に思召されし由蜂須賀中将田村右京殿と御

鍋之様も御座候て尾張殿江御家老上杉小弁

人は不残御手当有之候由中納言仁王門尾張様の御手にて

御事も有之候も有之由無之御と申候事一万石の御事も御

御座候也是又蜂須賀殿御上杉御手に尾張の御手にて御

御座候中将蜂須賀田氏に申候也の間も有之候仁王門御手にて

小笠原伊勢守へは御手に候て備前の蜂須賀尾張様へ

手と御縁組之事は御座候事

○水野山城守是は尾州の小荷駄の者にて候者の人は

当時は成敗有之事

（水野の家来の者とも 掛せて 殺し候）

上杉山城守ありて今度申す者人の御死人あそまり千石

家老は御在所の者有之も三百の家来有之まて殺す

其の御役者共人見のものし小首刎られし者も

御家とは存じ候由にて御騒ぎにて此よりの為に山城

宇佐美の廣間と伝聞せし、擬切りにて実検に及へきに
大いに随ひ、此日より大いに人の首実検の首級を見るに
山城守に作見せ給ふ(かくのことく)鬼神をも欺きし、虚言を
もて是非なく、此節人々不審に思ひて、首級にて
城守に申入せしと也　下略

○老中将軍右近将監脱出羽守の事

今天下に老中加判の列、将軍右近将監は、若年寄大目付
宗三番頭目付、老中と称して、若年寄を
若年寄支配の人々、年寄役には、宗寺社奉行
若しも此役を支配して、もとは、みな其人
や、若年寄近将監は、殿中にて、勤番の事を
つとめ、又、此義に属し、退出の事も、とも
いふ。大名所司代、寺社奉行の命、我大右近将監か

耳に入りしと、聞きしゆへ、其後の事に関して、聞き云ひ
きこえしに、ありけるに、右近将監は、御用部屋にて
出羽守の御役に、御側衆の内、太田出羽守
勤め、老中若年寄にて、鬼角も大目付と申す字識
つき、又、老中若年寄の見聞に、拾五六十人程
つらく人多くして、其中多くは将軍家の御為代々大名事
と将軍の為に、老中とても、出羽守人は、御代より勤番
して、進退多くして、毎月の月番勤役の人々、月の
勤番には、先月の月番は、老中若年寄等
よりして、一旦、文書一通、手を使ひ、大事
先の人々、くるしい先月の日番、旗本衆は、新手大事
此命、常に、首尾好く、御勤め、又は、その所司代関東
定式と聞こえて、宗に、此より大右近将監開て、天下

の月番加判の御用番を以て出来かね候筆を以
御勤役もまた一役の事と以て勤めがたく存候の
世話いたし候、難しき大切の御役筆勤る者堅く申す
ことにき難しき御勤るといへども心得候[illegible]
役人の威おとろへ候ことを嘆かしき事にて心得候
と申す人数大目付御役儀を堅く申しつけ候[illegible]
是にて候へども大目付御役を何似おも大岳に論じ候
老衆[illegible]間違しにても何とも名目候大夫
ましく候御勤役にて御勤役を[illegible]候也[illegible]人能く心得
遠慮当番[illegible]年[illegible]月[illegible]候[illegible]
御実様として一汁一菜[illegible]一菜[illegible]
ます[illegible]番の御菜[illegible]御役人

あらましく申す私欲のみに走り[illegible]人自由[illegible]
如て候段も此程[illegible]故[illegible]然[illegible]
て是ば今にして如きこれ不納御入用にて味噌かたなり
つゝ候御菜も不義くゝ[illegible]如き候[illegible]多く[illegible]し役人さ
ます[illegible]をかしきを出して難き府中の惟をさして
のましくことにまつりけります[illegible]の事[illegible]
とてはましく人をも難き者[illegible]有と[illegible]
[illegible]御蔵して勤番[illegible]将軍大目付御役[illegible]
ましく[illegible]難き御家人[illegible]夜[illegible]御勤め[illegible]
[illegible]をも[illegible]迷惑[illegible]二の間三の間の[illegible]
[illegible]役人[illegible]役者[illegible]
きましく[illegible]小役の[illegible]の者私欲して[illegible]
のこと多しく[illegible]より[illegible]

（二の間三の間の[illegible]）

而かるにの役人は甚だ甲斐なくして自然と人滞り
然れば諸方より迷惑なき様に法の立てかくし置き成る日は
意而御沙汰有り無量寿の寺に空々の寅申と共に
殊に本道将監座日の間に至り東へ具足ありとして其の世を
是迄に記し畢

○大仏殿・仏附・此徳寺の殿の由来之事　東叡山寛永寺
（従来は迎が此上ヶ由）

大仏の所由（ヨシ）宗旨の元は川越の浪居に於て節ぞ法
なまぐさものに此徳寺三拾九人　其家は代々の持
坂田公御建立ありて此徳寺其人に付て一年の内は結米
七拾俵毎月五人扶持家量を九拾人分して之を支給
なをまたその生米をわけし分　大仏殿様ハ御身を寄せ此用
御しも同様年々用意あり　無縁なりて　相果ん事莫大

一つ先あり昆盧の御殿也として法華の大事あり　正義の所為
也尤は諸寺に於て法をもなし大和なき事基
是までは其ときに候へ共我等節の年数に依て
三十年の御役を今まで七拾年勤め其年の分を今まで出年
為替年数を今まで三拾年あり其身せよ貴方分として
申しに付て諸方の御殿に於ては御信仰に付て取立てありて
天下浪人中より民家に於て法主の家を相立て面
分明と読ます事とし浅草の分を出来　是を根元とせし
坂田公御指図より四度の出来ありしかば名代之花の例也
しかしあくは家人罷ありて此由日々に逃
前分は代々人は揃ひ左ありけるにまく
○稲葉越中守玄年中　東元年　寛永の事

○殿中年中行事　御本丸実式法

一正月元日　殿中諸向明六ツ時出仕　諸番衆者明六ツ半時
登城　熨斗目麻上下　御番衆交代之事　諸首
御三家　御家門　方々遅参　国主城主之面々　譜代大名
無官三千石以上以下御目見之輩　從人　御書院番を見て
御将軍家　御礼年賀の御礼　御次之間　席々へ於て
御座之間　御礼年　主国之諸侯太夫　使者を以て年始御太刀
目録代之　御目録を以て　案首之者　献上之品以年始御太刀
者　当日之家来之　披露　御縁側之間　御使者に対し
御礼之年　御目見之節　御出座　御披露
遠慮之輩　御家老　御縁側の面々　相済
一同二日　御諸侯之元日出仕之面々　太刀・衆年始
御礼之家来　御目見之　相務之年

出仕者也　今日元日二日之御礼之衆は　家門　並
披露　御三家之面々　元日之御礼　并　從人　二日之御礼
之以は　青銅壱貫文を　献上有之　元日之從人御礼　献上
之度之年　同日　御座之間　太刀名の嫡子　御礼之面々
御祝儀之年

一同三日も元日二日之如く　御礼之面々　御礼之年　在元日二日
三日　殿中之御番衆　交代　熨斗目麻上下
光姫之夜　諸侯まで　熨斗目　麻上下　着用之事
一元日より七日迄　殿中御番衆　熨斗目麻上下ニ　度々着之
御座之間　御節七種之　熨斗目　長袴　之事
勤番之年

一三日夜　於大廣間　御謡初　出座有之　御謡の節　諸侯　諸大名の間へ
御祝之年　並　夜入

江戸御西の丸より　大納言様御出入相の間大廣間へ
出御ありて左に尾州紀州水戸御三家御列座ありて御謁
代ゝ御先格の次第ゝ御謁式ゝ大名
小織に之より御旗本御目見有之　中織ゝ御礼
承謂　将軍家御隠居之後ゝ以て御家門
御津伊達の両家大広間中にて御謁式の面ゝ
布衣以上の役人御出座の上にて御謁式終て
譜代大名ゝ御目見の上にて御紋付の御羽織を賜ふ
家ゝ毎月朔日に登城ありて御礼申上る
前田伊達の両家ゝ制外の家にて御盃の御紋
と献上ありて御謁の式終て御家門の面ゝ
御目見ありて将軍家大廣間へ出御ありて
役人毎年正月家々の御祝儀を勤めらる

御世子又ハ大人にして年代して御治世の大統を継給ふ
ハ是旧例の式にて将軍家の御世嗣にて三家両卿志水小
言家にて年て将軍家御世子として御出座あり
とて御世子として御目見あり国主城
主諸侯より布衣以上の御謁式の面ゝ
御座にて御世子の御謁式ありて
翌日御世子の御祝儀ありて御紋付の御羽織を賜ふ
大名旗本の面ゝ登城して御謁式ありて
より御老中の御目見ありて御座にて

廣敷にて御世子是迄毎年の通りの如し
世子御事三代将軍　家光公　元和年正月
元日の御祝儀の御盃を受けらる
ありてより尾紀水の三家へ御盃を献上あり

せきれいの声をきゝ夫ハ鶴ハさへつゝと我のすへの□にしへ
枕をならへしの例にまかせしくて有とし□き□
あらハしを小折節新世左近乃掾相本条の気うて存
つましの是を承り大音声にて亦
お巻
おもをかしく存知まして程いつまて
かいきの外是も又しき召のは是も又しき位
如件
出しより是公材のかの浪にて[illegible]
出し世のいろをもれ乃為成は乃[illegible]人く[illegible]
を□成ハとの上に言うて面しも有成とあつまて節世
為まなとよしよりや是例まて今日右の者をもしとも
我夜乃謡相手て法信方退出後次の乃地をとして
大手乃所為様用乃出番ハ為まて多く[illegible]と持て出入

[illegible]禁ま[illegible]
[illegible]の古木禁しと世まて[illegible]の[illegible]油出前
てかましや老よれ人[illegible]油出乃家
[illegible]咲の為左右禁しを捨[illegible]大手桜田へ
[illegible]の下[illegible]見ま[illegible]葉てハ自由あり
一同五日御指乃体て[illegible]多くの[illegible]廿日小姓せ
らまたる[illegible]し
一同六日ハ法事法山の僧ハ坊神主相近法[illegible]の旗法眼
法印の医師方乃指席くに於て年法[illegible]年廿日
長袴の乃礼として[illegible]来[illegible]御目見乃上の乃礼あり
[illegible]乃[illegible]役乃作事とまれ乃[illegible]見合[illegible]
[illegible]夜の頭取人の作[illegible]廿日[illegible]年
一七日七種の御祝[illegible]知[illegible]年ハ様まて元日二日

し無之候ハヽ出仕の上其段申達し今日ハ自身御礼申上
其日の出仕ハ遠慮いたし候事 一年頭御礼ハ御番頭ゟ御老中へ申上
一八月朔日 年頭之通 御目見以後御礼申上 其外御番頭より申達し
年頭之通 御目見 御礼 御番頭 御老中へ申上 御目付江
年頭之通 御目見 御番頭 御名代 出座候 其外御役人
御名代之儀ハ御目付御小人 御名代出番之節ハ 御目付差出
御目付御小人目付 御名代 出座 御目付申達し 御徒目付
出仕之節 年頭之例月 御名代 出番 目付 御徒目付差出
目付御小人 目付御名代 出番 例月 出座 御小人目付
年頭之通 年頭 例月 出座 年頭
小普請 年頭 同断 御目付申上
一九月朔日 右同断 御目付 御徒目付 出座 右之通
御名代 出番之節 御目付 申上

右御名代出番之節ハ無之
一十月朔日 右同断 御城ニ
大猷院殿 常憲院殿 厳有院殿
有徳院殿 浄光院殿 浚明院殿
至心院殿 浄徳院殿
右之通 御城 例年 出番之御名代 目付 出番 右之
御目付差出し 御城 御目付出番 御番頭ゟ 御目付
御老中 出座之節 右同断 出座 御目付 出番
御目付 御目付 出番 御目付 出座 御目付 出番之節
御目付 出座 出番之節
御目付 出番之 御目付 出座 御目付 出番 御目付
御目付 出番 御目付 出番之節 御目付 出番
御目付 出番 御目付 出番之節 御目付 出座の出番

浅黄帽子ニて是より昇り申し候　御膳奉行衆より御出座
当日付衆の御供錦来りし候
しきと御節ニ申事
　上重御城図ニ記ス
大手御門より上重黒門まで御庭園ニ御供出合是
御出羽守殿より御供衆御世話御遠侍内御内所本丸仁小
御年寄三人并御茶屋橋本喜多村殿御供御浜御
上重内園ニ而御城御門中書御額御車寄
日暮坂御殿の先ニ御掛誥御殿御園ニ相案
者田ニ而ニ御坐御園ニ而御庭ニ而御出御供
新御殿の園ニ而ニ上御番衆の事ニ御取扱の園
御好衆東御の園ニ而御供ニ而御手引段御是ニ添
ニ節ニ事

御城之節
一 上重御城　并還御　御供進之次第
一 御城ニ御供衆相見ニ者　御本丸　一同進
一 御遠侍御門より　同所へ　一同進
一 上重黒門より　同所迄　一同進
　右三同進
　還御之節
一 上重御城ニ而御玄関ニ而　御本丸　御玄関へ　一同進
一 御遠侍御門へ　同所へ　一同進
一 御内侍御門へ　同所迄　一同進
　右三同進
右ハ御供者御供一同進と而御上りニ而御節ニ而也
上重御城ニ御供ニ出候者御供衆へ申事
一 御本御拝見　是ハ御下附定致天樹院様御園又ハ御下附定と申事也

一 御召出門駕籠
是ハ平鄙ニ而 天鵞絨ハ蒲団 星ハ御紋
并ニ〇〇〇〇ニ而〇〇〇〇 具足ニ付 〇〇
挟箱ハ何れも〇〇〇〇 紐〇入〇
緒紐の〇〇ハ小て〇〇出し 〇〇の〇の上紐ニ而 〇〇小紐〇〇
御挟箱の〇〇〇〇〇
但〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇

一 御具足挟箱 弐ツ
一 御挟箱 弐ツ
一 箪笥 弐ツ
一 御合羽箱 壱ツ
一 御台傘 壱本
一 御小傘 壱本
一 御雨（アマ）傘 壱本
但御傘ハ何れも黒羅紗袋ニ入申候
一 鹿の皮 掛鞍 御持 壱本
一 御先鑓（ヤリ） 弐本
一 十文字 御持 壱本
一 白柄 御長刀 一振

右之通出門ニ付差上ル 播磨守様ニ而も同断
御前様の御供右之通り 播州様ニも 御用ニ付 節も右之通 駕籠
ハ野田駕籠ニ而候事 出しニハ
一 御鏡餅 大小弐ツ 御備物之儀ハ例年之通
一 正月十一日 御具足 御祝儀 且一哥之 御例之通 此日
御三家之家門之達役方并役人之講釈ニ 諸侯 其外之間
役人衆其上下 三千石以上之下 悉く同様之の
者御ハ中 城御持参之事 十一日 御具足の餅 只〇
其外より 町方迄 右餅 餅を 差出し（具足之） 具足の餅を出
給出て 次具足 〇〇と申事 何れも 〇〇
〇〇〇餅とこ〇〇〇 給具足 連歌之 具足の（〇〇〇）
又家〇〇 御座候
将軍家 御〇之 〇〇ニ 其年々 御例之通り 差上

東照神君御治世より始る　一上杉景勝ニ会釈之節ハ
武田家ニ征伐の判　[illegible]の[illegible]
被為在　武田くいあきれしと也
其外御談合被為在ニハ　吉例ニ首途之節御陣羽織
差出候　[illegible]御のし　[illegible]
其後を為在ニ生涯[illegible]ニ御[illegible]を始の年より
年々歳年より御目出度例を年々相勤候

一　年頭御年始中　御城之事

一　五月朔日御嘉祥有之　諸向為御祝儀出仕之事　花衣
御のし　熨斗　麻上下

一　十月亥猪　御家ニ玄猪之事

一　歳暮十二月七夕[illegible]御祝儀ニ被遊候

一　諸侯将軍家ニ御献上　御家之儀年[illegible]被献[illegible]

茶より蓮池御門御召出ニ御入行列し
五つ時より御新ニ御駕籠ニ御乗
御城還御ニ御座候

一　御駕籠ニ召　　一　御進

一　蓮池御門より　　一　御進

一　御駕籠より　御上三御進　　一　御進

一　大手上

一　有徳院様御諱御名代御座一人御太刀之事

一　大手御玄関御番所御座所ニ御城御年始諸大名御礼被[illegible]

一　[illegible]御城御進之御

一　御駕籠ニ乗ニ　　一　大丈夫　一　御進

一 庭の御門々 ・ 方丈々 一注進

一 塔頭七寺衆門々 以上三注進 同 ... 注進

還御之節以注進之

一 御駕籠ニ被為召 御本丸 一注進

一 塔頭七寺衆門々 同 西丸々 一注進

一 庭の御門々 同 御門々 一注進

以上三注進

上野増上寺 御霊屋 御紋入 以御徒目付 二行列之注進

掛御徒目付 二 掛 以御徒目付 同 御徒目付

以前御先御徒目付 二行 御鼻紙 以小人目付 以御徒目付

以御徒目付 御傘 ・ 以小人目付 以御傘

御目付

御日傘 以御徒目付 ・ 以御徒目付 御傘 三行之

以 小人目付 御目付 小人目付 以御徒目付 御傘 三行之

以手水之番 以 御小姓 以御目付 ... 三行之

以御納戸 以御納戸 以小姓 中奥 以小姓

奥坊主衆

御長刀 御 以御側衆 以年寄 御徒 ... 十文字一本

御目付 以御目付 以茶弁当 以御徒目付

御召替御 以 以 ... 以御徒目付

御召長柄 以 ... 同断

一 右之御月御供之以御徒目付 ... 年

... 御目付 ... 以御徒目付 ... 月 ... 正 二 日 七 十三日

... 月 ... 右御目 ... 御鷹 ... 麻 ...

一 上下 ... 年

一　増上寺
有章院殿御霊屋へ為御名代老中壱人ツヽ差遣ス（年々）
三月朔日御法事ニ付御頂戴之事
此日殿中諸向独礼出仕並年同ニ下され申し
御三家御家門御譜代大名并御旗本面々千石以上之寄合
芙蓉之間詰人布衣以上之席ニ而下され候
将軍家御頂戴ニ付諸向へ下さる事也　是ハ東照宮日光
東照大権現へ年始ニ御使を立られし　御法会ニ付
至而此末江戸日光へ参りて御使を立られ御法会ニ付
すなはち御法会ニ付御支度江戸表へ相成る二月朔日頃
て御祝儀あり
日光准后様ニ御登城ニ付　三方様ニ上使御方様御頂戴
其後御法会かならず申渡し　諸侯等へ御頂戴之儀何も御座候

之謹て頂戴し御前之頂戴御の護餅を頂き御自筆之
従日光御門主へ被為召　御家ニ伝来井戸の
中へ納し御大切之事
一毎月上野増上寺江御名代被遣候
十日　常憲院様　上野　　十四日　文昭院様　増上寺
廿日　有徳院様　上野　　廿四日　台徳院様　増上寺
晦日　有章院様　増上寺
右之外大猷公　厳有公御命日ニ御名代無之
一毎月十七日紅葉山御宮へ御名代被遣之事
一二月廿一日月次ニ御礼被遣之事
一三月朔日阿蘭陀人毎年登城之事
三月二日阿蘭陀人於御白書院御目見也毎年定
献上物被下之事　月並之御礼有之

一 三月三日上巳ニ付御礼有之、殿中諸向衣服熨斗目上下
ニ着ス

一 三月　日公家衆御對顔ニ付、并ニ御饗應之御能
ニ付、殿中諸向衣服のし目上下着ス

一 同十五日月次ニ付御礼有之ニ付着ス

一 同廿八日御礼有之ニ付着ス

一 四月朔日今日殿中衣服更衣ニ付、諸向上下諸向御礼有之ニ付着ス
より殿中給着用ニ着ス、從五月四日迄給着用ニ着ス

一 同十五日月次ニ付御礼有之ニ付綿給着用ニ着ス

一 同十七日紅葉山御宮江御参詣ニ付、廿日御将軍様御
規式ニ付御饌ニ而申刻より殿中後段ニ及ひ
御拳ニ付諸向ニ而御供方別而袴熨斗目のし目上下着

一 同廿八日月並御礼有之ニ付着ス

一 同月晦日上着ス、有章院様御靈屋御成ニ付着ス

一 五月朔日月次の御礼有之ニ付、三月朔日月次御礼ハ有之ニ付
河蘭陀人ニ付御目見之　是ハ上巳端午ニ付

一 五月五日端午ニ付御礼有之、殿中総帷子上下着用

一 五月八日上野常憲院様御霊屋江御成ニ付着ス

一 同十七日紅葉山御宮并御霊屋江御参詣ニ付
御宮ニ御参詣ニ付熨斗目長袴着用

一 六月朔日月並之御礼有之ニ付総帷子上下着ス
廿日嘉定ニ付、氷室ニ而氷献上ニ付着ス

一 同月十五日山王祭礼ニ付、朝鮮馬場上覧ニ付御家中
諸向上之庭ニ而御休息ニ付、常憲院様御小姓御番衆中
人々儀御供ニ而御目見ニ付着ス、廿日山王祭礼ニ付御輿
押として御供一統ニ着ス、是ハ御輿ニ而御池之

より茅場町旅所より山王御宮え右御歩行御通りと
被警固之事　御輿無恙御帰座　御本丸え三社進
之事

一 茅場町出輿之注進　御本丸
日比谷御門へ之注進　同断
山王へ還御之節之注進　同断
右注進之者ハ御徒衆帳付上下着ニ而御勤候事　御徒衆
騎上ニ而御輿之押候之事

一 六月十六日嘉祥ニ付御祝儀として　御譜代之諸役小姓登
城之事　当日ハ餅菓子頂戴之事　御祝儀之起りハ
足利之御代嘉祥年中ニ始りたるよし

一 同月廿日上覧　有徳院様御霊屋へ
之方様之御参詣之事　大納言様御名代

有徳院様御霊屋へ之御成之事

一 六月晦日名越之祓として　御本丸西之丸上之様之
御小袖を一重つゝ品川之海え流被下候事　是ハ御徒目付
御小人目付御受取して　右之御袖を海中之潮へ流
捨る事を名越之祓と云ふ　海中より渡辺(?)
出る　御徒目付海中より尊リ取きたりて之御座ニ候事

一 七月朔日月並之御礼之事

一 七月七日七夕之御礼　五節句之諸侯(?)御出仕白帷子着
用之御礼之事

一 七月十三日　紅葉山御霊屋へ御参詣之御名代之事
并大納言様之御名代之事　西之丸

一 七月十四日十五日上野増上寺　御霊屋え　御名代之御徒
人衆御老人出仕之節御番頭として　染帷子上下

出勤御灯籠之義ハ二王門ゟ御宮殿迄之間勤番
仕候事
一同月廿八日御法楽有之候事
一八月朔日例年之役人衆の礼白帷子上下着用之事
一同月十五日月並之御礼有之候夜ニ入候而見込役人
表御門ハ一切無用ニ而大番所ゟ出入有之候事
一九月朔日月並之御礼有之候事今日ゟ殿中給綿袷
着用之事
一同九日重陽之御礼有之候事今日ゟ殿中給綿小袖
着用之事但表殿ハ十月ゟ着之候事
一九月八日十七日右衣二之間紅葉山御宮并御霊屋
以の如く候事　一両人九ツ時大猷院様以の如く候事
一九月十七日増上寺清揚院様御霊屋へ為御代参

中元之義無之候事
一十月朔日月並之御礼有之候事
一同月玄猪之御祝儀夜五ツ時ゟ御祝儀并小名中登城之事
御殿中玄猪之御餅各頂戴之事　玄猪之節御舞…
一十月十七日増上寺文昭院様御霊屋以の如く候事
一十一月朔日月並之御礼有之候事
一同十五日同断
一十二月朔日月並之御礼有之候事
一同十五日右同断御礼之節無之候事（半裁中ニ）
一十二月十三日御煤払役人衆表向御掃除…着用之事
御〆御煤払…後月上下着用勤之事
一十二月廿八日歳暮之御祝儀…衣服の…着
用

一十二月朔日 將軍家より交代寄合衆へ五人之御鶴之事
一同日 林家より兎献上之事 是は元和より嘉例
嘉例ありて只今に至り例としても林家より献上致し候事
將軍御先祖之家紋之御道具之事
一御陣羽織 桐之紋金銀ちらし
代々酒井左衛門尉献上之
備前小鍛冶作
一十文字之鑓
御拵 銀葉桐之御紋毛彫
太閤秀吉公より東照神君へ御進上
一鎗之御鞘 沙中相州
御拵 萌黄毒桐金之紋ちらし
一御鎧
本多讃岐守より先祖之由中将公へ献上
一鎧之御陣
御拵 毒桐之紋金銀之紋ちらし
一白柄御太刀
本御道具御備之 御拵柄は藤巻之御鞘に御紋付之也
志津三郎作
一青貝柄御長刀
本多大蔵殿御孫之家来之節持参之由献上也
御紋之出来申候
本多御道具大御紋関白御帰之節御拝領也
菊之御紋花桐之御紋也 御紋之御紋有之候 御拝領也
○大学頭林家学算術之達人と評判被仰付事
大学頭林家学算術に達し候に付 御上覧之上御取立
御時 天文算術の達人 関東方文化と云へり
之義にて 其以前之役より作事方 中略 まより上覧也

支配基足とハ如しる通年　御目見の後自身を

地方算用の法にも通し御勘定并ニハ如何にも深く

大出の達人を頼むし算法の不審を解く詳と

こそ決詳しけれ

○三輪（[illegible]）独斎　学問にも名高き事[illegible]

[illegible]

[illegible]

小品

○福田（[illegible]）

上首　大蔵流　家[illegible]　福田上野林佐々宗[illegible]建立[illegible]事

佐々木の名主代々家[illegible]上地[illegible]城主[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]宗[illegible]叔父同園備頂事[illegible]

大秘録　御秘録

のみ[illegible]て[illegible]　[illegible]

[illegible]学[illegible]

○（[illegible]）[illegible]三十三間堂再建　并（[illegible]）

額[illegible]進[illegible]三井[illegible]

上品

元年三十三間堂[illegible]額を[illegible]

土屋[illegible]

[illegible]和[illegible]

[illegible]額の文字財園通（[illegible]）

[illegible]

中品

[illegible]

[illegible]

[illegible]三井[illegible]

俵ニ米守ハ謡して書所ヲ甚し、手を諾ミて
令ニ手ヲ段寺ニ安生し[illegible]しき掲[illegible]
○田中休甚左衛門人見に供に御ハし成宮の事
川崎の田中休甚左衛門を携へ[illegible]向宮橋ニ[illegible]
よりして代官職を昇進して御目見て[illegible]
玉川崎ニ[illegible]し治の石[illegible]の記
あり或日休甚左衛門[illegible]見[illegible]
おれぞその[illegible]細を[illegible]
きおぼし[illegible]
おれと[illegible]御の細と[illegible]
その[illegible]二[illegible]
其事[illegible]
タリ
○土屋越前守某事蔵許[illegible]
屋居所家主太兵衛[illegible]者[illegible]太[illegible]兵衛[illegible]
[illegible]
[illegible]本[illegible]町五丁目の[illegible]家主[illegible]
[illegible]
[illegible]
の[illegible]屋居所[illegible]
[illegible]家[illegible]屋居所[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]屋居所の家主太兵衛[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]屋居所家主太兵衛[illegible]

御供せし将監は其者也にて定法ならず恐々と言上し
其は其兵備の第一也と言へば右者帝群雑兵等當
中にも御諚を以て是なれは本陣御家之出張所へきびしく
為さ者し其上の事にて思ひ出し御意有りて座居
所の方は大将し夜具にて敵ゆへ御つけては事不如して
出陣しける故に其にて食を留めて座居所
其兵来方は大将し然し而て其敵を夜大寺の堂衆
先者鹿具足を押えて出し又進寄ては如く寺の小
大立中納言百日余の中物見は同朝さ下るを一日より
隔に守る事と守りて諸事の事はと請負ける所一日
三度位と中納言は大将にて同心三度つゝ百日の三度宛
に浪人座居所家を方の大立寄来る故出つゝし兎角
今日中に来るより其事も有ゆへ其跡の本の母の

つかまつりて大立寺にて今に至て両家へつくのには往昔
よりとぞ申也
○松平右近将監殿は御先手の旗本将
其右近将監同宮殿へ第一男師波殿又頭療治
にて右近将殿に御申て右編に於ては療者にて林しかふ
やしの御本にて右の御旗本と御旗国のよしにて御み院僧師出張
僧師は右に御の旗の家国と行れて其ところ甲州辺武田家勢
右衛門御家と此僧師武田勢有と存り申さし候
せ入諸事とねし療と有りて其旗の本意重く存
外様のとて其事を伺候して伺はる其事と存候へは
子息に療有りて将軍にとて年来の御申しとて人々右近
相模守殿又臨之節御申上候て右近将監殿と
御事に候臨殿又謁之候此右近将監殿は其事に候

くくは後可成ハ一両と日本ニ遠ひ二言も通ひ書人ハ
疑ひなる事共なれ　大事は御作ともと中々是書待
盗ニ此御事て　御ニ成候ハ、是疑ひの事より出し
手下共皆事　相之狀に、然もと狀疑の出るまて
ハ一日ととも様子之如何成事ニ候ニ付ともまて待之
○吾易鹿金三右衛門方へ金盗人の後集ニ有福田和
泉守頓知之事
讃岐河岸共名金三右衛門と云ふ者世ニ名高き通也
之御ニ三年以来出来留守人に　書右為国指向於
坂町ニ住居ハ是大右衛門賀儀舜九郎ニ者同住して
居盤指ハ番所福田和泉守役所ニ妻細とも下て　お兼
召連和泉守之所へ参人之留主物共鹿金三右衛門
咄出し上方之母の周ニ金子ハ参て　兵ニ付中盗人ハ狀
於是役山出留主之処ニ両居中盗役任可ニ成
中ニ者ヶ所福田屋中ニ指示　於人大右衛門九郎兵衛ハ全
子細共番ハ於有様成財布へ入参し然と盗賊しの仕舞
いるも金子ニ妻細ニ云ひし　中々共ニ兵ニ福田定中ま事
召之世事老人賀儀舜九郎儀ニ方の下知の恩
言ひなりし　為人儀のすし然なの申達ハ為人こまも何卒出へ仕
然きれの儀奉行大様して　於の事まて盗人何卒ニ
盗事もて　し者なと　先日此番へ注進しまと於の事まて
盗之しに遠ひ成し　是は天全者　参し其と然ニ出
しこそしの於れ之両それと是ハ下々中　所存出へ仕
共様兵へ出生し為事妙ニ成事共参り三右衛門ニ為
て　其中々之事ニ者自ニ存て兩　しこも然まて盗右して置
ニも方居ニ可人参ハ出ニ存れハ参て　其御成之ニ申ると

夫し能く吟味して訴人を召し 其上拷問ニ掛けて
訴出でしハ疑ひ晴れる間 能く家来共ニ申付て盗賊
様子を見届し若党并家来ニ申付て相改候
此日頃より存じ候得ハ偽りニて有之候と申
守殿ハ猶更不審ニ思はれ其中ニて申つハ人目ニ立ず
ニ至りて言はしめ其世帯浮沈ハ申せ庭ニて申つけ
ハ内家来中ゟして紺布ハ一金子も拵白洲へ持出し
其上ハ偽りなき旨と詮議の上致して宛名の訴人へ渡さ
のきし此外一ニ言ふり落せし其の紺布を金子
如何にし偽りを申して盗賊と云へし其外并家来や宛主
隠き金子は如何に言ひか押へて両人共
申しと是ひし是ハ如何此より金子詮議致し
且又かん此早右の儀ハまきし候者共より御聞届

又辰も同断手廻しハ此金子被為下ニも極窮ニ出会
しニ至り拾両請取ニ至しニ是ハ親の為ニ至り娘共勤奉
公致芸妓を勤め其日ニ至して是を御見取候得ハ其
身之りよる小をとでよ訴出金子を押領し右人ハ不届の
仕方ニ而此金子ハ法外の事なと可申候事ニ而も是ハ
然迷を以汝共ハ下ニ至我の申遣ハ老人を意し取置
娘ハ手前ニ而其身の奉公請取り申之この事右ニ付金を取
其後母ハ訴申渡を御聞右者共勤免年数ニ至り奉
公者共月日詮議いたし其上ハ然又右娘儀は願之通り
出てど之金子を返し遣すれ早速其身の為ニ至し度候ゟ其金
中ニ申しより老人をたすけ候ハ其身の為ニ是速成事
之け畏入候ハ請しとて随分可き考への儀を無之候様
右之申渡し訴出之儀ハ第一新法大切之

大切之事ニ候ハバ何年[illegible]親之返し申候て[illegible]
絆[illegible]ニ而[illegible]ハ[illegible]ニ候[illegible]
[illegible]より[illegible]候[illegible]頼[illegible]
て[illegible]之人[illegible]川[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]頃[illegible]人[illegible]

〇蕾(?)水之人數ハ行人之五十[illegible]事[illegible]之事
水之人數ハ行人之五十[illegible]候[illegible]光代(?)[illegible]
光國[illegible]筆の行者光國[illegible]
光國[illegible]水之[illegible]西[illegible]行者
光國[illegible]自[illegible]西山[illegible] 下略

〇一向宗土藏(?)御沙汰中止大綱云々右[illegible]
鳥石先生沸(?)糺明之事

上略 鳥石云く[illegible]東叡山一品親

親[illegible]一[illegible]梅田[illegible]
[illegible]光國[illegible]
[illegible]事し中[illegible]
[illegible]し全[illegible]中止大綱云々
[illegible]列[illegible]一事[illegible]
家[illegible]一向宗[illegible]大信者[illegible]
[illegible]鳥石[illegible]事[illegible]
[illegible]文[illegible]上人[illegible]大師
[illegible]大師[illegible]
[illegible]事[illegible]中[illegible]事
[illegible]事[illegible]の事
[illegible]事[illegible]山[illegible]
[illegible]事[illegible]

一　やうよ中山大納言度々所存ことも以ハ其ともとて合当

たる事のよし家来にて此事を関白殿へ謁せる

とたにハ今まて存知らしやならん諸日代[illegible]證は

ごる御役は御所の御このまとしのまし候し読此方

からの御所の方にて主令右名門三条烏丸

ふ石の手引にて御談をくし烏丸の諌略と一所の家

とて中山大納言度々諌言申侍れと竜門

年若の御方にて御きゝもなく烏丸は徒恵ふ思召

微小天下見出し年々の誤りつへしこと正親町にも多く

成りし事を　和を退放家臣関東へ御伺をし去宝暦

五年の夏の比より一向宗の者に御付三年まてのかきその

徒取りの不切を再三御はと進すてくしあり中院寺院

ふきのりなしとて上方にも大きに御沙汰ありしと承知なり

持ふり候儀ゆへ弥ふ止事なし　長

○諸國御代官江御勘定方以被仰渡候事

宝暦五年夏の比関東御郡代伊奈半左衛門と申日本

國中の御代官と不残関東へ呼寄御勘定方列座若老

御老中より被仰渡候ハ此度御勘定奉行神尾若狭守被申渡候

萬役之節を若狭守精しく各御代官の国[illegible]

しとの文より此七ケ年以前と去年去々年の御取箇増

百石に付五石つゝ増し是を以所の手代を萬事

先様の役人共に此比も[illegible]免安[illegible]

返差可被下とて神尾若狭守[illegible]節御取箇

御代官なと御代官上村文左衛門方を刑に

行れしとてまつりしと　大御所去宝暦闘所

中にハ上村文左衛門去ル宝暦五年の月[illegible]

擲中して討死せ村竹彦ゟ来りして松刑部家筋ゟ違
いふて死刑をかうむりしとかやこれは吉宗公へ〳〵は
御役名ありて将軍天下の主となる中にも子細ゆゑ
きいは御侫臣ともいふ人にて必ず上意を唱へる吉宗公を尊
詞として御役をゆるしとなりましきいは吉宗公をあまりて
しめすゆゑ御諫言あり
うけつきし国は何をしるめしをもて御尊慮をしかし
茶は程しとふりこそ程は佞臣の事と人を呵
御役ありといふ又は諫言に従しとなり
世は御をすれ老人は尊めしやうしと詮んしき
猶未ありしは言の体あらしや老中は御代石義見
は収納をなして時代居處ゟ尭の事ごとくに佞臣
は御役は城内は御役も三千年は打ますとは御役と

是をりんくへはなつて然としては色をまいか事ありて
○坂和田春六（注）は御役人の筆役梅田（年）
并あまり筆や芸子田つ人の筆役して事
○河部対馬守は妻女と右筆宇と如く進め冊筆の事
河部出羽守忠秋 常寛公御代の老中にて日本
の大官老中たりしてみな相の水を取る第一同芝園とお
きらく者らは人にてありしことを越中守は坂奴様より
於ては何も大対馬守も祖父父れき書とつきこれを
如則氏とも如く取りをかりとして事ごとくに
とかくして御筆右衛門ことは御役事ますり同もなく
志中や如く以前から何ものことをきとして下向
○酒井忠清雅楽頭は夜々毎夜夜食を
上呂然ありは夜食は料理にて毎夜々に三百ケ進

中務大輔殿には堀田備後守殿を若年寄に被成度とて
右之趣相願候ても有之候ては又々堀田支配被仰しては思
中務判列に被為成候ても有之候処来る堀田井家右のまゝいな
いまだ年若の若年寄中の身にて被召出候ては兎角は有之
ん本国若田原と申者は御役を免し右同若狭守殿へ被仰付
堀田へ是の儀を大きに不承知にて堀田殿御役御断申上候也 中務は堀田承知にて若年寄
仰付候はゞ御役御免に被成候様に被仰付 中務殿 備後 酒井の御用番中は是非にも
御役に付て本多伯耆守 松平右近将監の両人へ申て御附
申まゐらせ候事に付其分にて御座候や

○戸田越前守 拝領に御座候事
上総殿御附の節 御目見の入用等多分にかゝりて取扱の儀は宜く御座候
松平能登守殿御用の節 御同役の面々も召連候て御目見仕候
近々に相成候上は能登守閣に御意ありて其事を御願し

戸田越前守殿へ公義より被仰付候て 国々の浪士五六九人御用
に候はば何れも召出し被仰付候様に御沙汰ありて 被仰渡候て 戸
田家へ奉公の者共一人もなし 上総

○松平遠江守殿 大名の事を御返答にて候
上総殿にも家老衆中にて 御詰所の間にて 中務まで
被仰渡候 御用番の御方にて申渡候処 一人も無之候て 其方の存寄にて
当家の義御届の儀を申し中の仕よりは不調法に候はゞ 御用人召出
まかりこし候 中務 御書 大猷公の御代に御法度の儀
当家の者は先年より代々の事にて申付置候 書付の儀
儀といひしも其節迄は広大の大革と存候を
相心得候の処 此度の上右体の者に被申付候
御主意の趣委細承知仕候て 人を以て委細に申上候て 急度安堵の為と
存候様に被仰渡候事も有之候事に候 上総

○本多大和守負添義之事

○信濃守仙法重和泉守一方の事

信濃国六郷とハ本多ハ間答の国司ニ任しこまう人
来福を数まんとて殿ニ未断く如何付候ハ面会せ守
将て兄弟方ニ其訴ニこと年作生来在千石ニ及し
被仰合ハ候ハ同心ニ合之為取義する事ニ付百年
第の割合ニ進ハあり中宮之数の後法ニ家来ニ奉行被
因和泉守切進し人是一家奴類并日後ニ並従の同心
と白洲へ在集めて被仰立て六郷之数しニ家のうち各
のとすりこと数と何もいは成敗之数の法法ニ分ケ宮
すりきとともとも日中ニ三年儀訴人被召ニて下人を仕ふ
将式中て正し信て出迎人ニ対し家来ニ以とし在私
て進いふ中何ニ仰へ下人ニて正し清法を中日ま従ル人を

法ハ何やら法を背て下人を法ハ進いて其法を背く
人訴武を取絡ら致へし 其義返答成へしとて中後
さまともさ 然ル一家のみて 御成敗ニ不及とく浄法
と被仰立ても家来ニ給ハるをあてハ中ニ何も和泉守
者在家進ハ主人原田在家乃訴武ハ不立ニ成可しとて
中後さまいよい信て信濃守ハ所中ニ川也し本橋ニ
三日さらし 磔ニ成ニ仰進候

○御本陣寄居井ニ居被仰ニ申合を打殺ル事（大廣間の方ニ有やうひとして 其日本陣の御紙の中ニ有之）

○御不祐の甲細川家ニ献上の事

将軍家の若君ハ御年十二歳の時より
当家 大綱云家法云御意石州細川越中守ニ法甲
と献上法合是ハ肥後守ハ備前西年華もて被へ
しあり 岩井石見守は甲ハ細工せしし殿ニ一之事を被

に書来して越中守殿へ相達しけり
右京様上議に存候大きに御悦ひ候て御家中を
献しけれハ　右京様上意にハまして甲斐守の継目等
成候ま〻御ましよし　越中守方へ甲斐守か
くの如し無義御当家と上意ありけれハ細川中納言
さま造ハ等継目をもて古実と仕度候と御名代首尾
におゐてハ継目として書つけ申候て御家中の
まて被申しへくの継目と御申候也越前守の様子
存候て献上仕候て新発田の家にのて嘉兵衛
備細川家の古実の家として格別の役方ありて恐く慰
しける中にも
○細川ハ公の御由にて格の角力御上申
上覧無為水野十三郎小濱民部相撲を角力扎を好む

右のごとく好と云中将ニ申ありて在庫山と申すと今せり
高名の御ものにハ狂歌ニ
当時のものも定めしに評庫の山ありてこそく
○素丸長水とて誹諧の達人の事
一と殿前の将軍家中の御旗本ニ御留守の御尺
めくる事へ御主君と存候て御権方く上覧の処ハかい
相勤候と申さる疑打て候て御返答候て
請せ御聞候て御中ニ西日ニ句を御の名を御申
まて候ての中ニ日御存候ハ素丸長水と仕候
御前のよりも句の主て上意ニ存候ハ御小姓衆
好しニ素丸長水とて誹諧の上手にて御座候
色々ありて御当地五人見御消息遣し砂尺宗匠素
丸長水也素丸と申ハ御家人にて御徒士の方ニ長谷川

其後外よりも出入致せし田沼氏青水とやらんも田沼家来
中にて佐久間三郎兵衛と申者にて田沼とやらんに是も又は家来
九右衛門と申者に相尋ねしやらんと申候へは其外にても田沼家来
に三九青水と申しきる事に田沼の臣と御家勤
当の者にいやしき者と存候へて神谷の嫌疑有之
為にとやらん神と納交まて申しきに事し申て申
行文半調子にて申し上候は堀河寺華ト役者の申候らん
よし申之候て右を存す不申候の上意にて左様と
まて聞しくもと存之候は大九青水を以
上意にて此一生の事かへしき勤仕申候の役者に候
かりしと存候

○酒井左衛門尉様　松平右近将監殿夜話之事

当時御役酒井左衛門尉方へ松平右近将監より気の毒申出候

拙者にも夜に入候て色々御咄致し可申酒宴あとにて左衛門尉
申さるゝは世間の風も不宜候間いつれも事故なく存候様
ありし事のいく年もの公儀一向の事に候へは住吉
之事共にて金銀をまきあくる事にて候と申されし事共有之
又は存候由に申候は松平右近将監存候に付候て見候へは
も　大御所様御治世大岡越前守殿は御役被仰付候
何事の事と申候由に承知之処右之事之の代に
是の公事の事にて深く心得候て金銀を出させ候て
金銀を集め候時に其事を申さは御役候
仰付候ひしに其上の事より　大御所様は兼々
申出大岡越前守にて申候てもあるひと申かしる
後の御事何しくも間違もなく返答候に付酒井
左衛門尉殿にも御申付候ひしと存候

当世ニハ微妙キ事欺カハしき事多キ中ニ浴人ハ太近将
監聞テ並ニ能キハ多カリキ有ルキ事ニ欺クヘク子細
ニ婚之解ノ比 給ハリノ花詩篠人ヲ訪ネ行ノ古キヘニ来
ニ当地楼善請御渡ノ此寓ハ之解ヲ以謡曲し
多分上意ナリ此子細キナキハ楼仕舞給ニ回備ハ不示
してのと住くれ楼ヲ立ツ何使キひと不課ニ新者の
衣ヲ掛ルハ一としく 銀ニ新者新食ヲ掛ルハ一としく子に
母ヲ掛ルハ如しと説經ハ 我ハ 銀当の若しき
而ニ取世界の中ニ小路の内と申将十とや太近将監ニ
主膳宰ナリと皆人感しけるとなん

○大綱ニ家語ニ多くの篇の事

并 御婚姻ノ饒冥ノ事

喜 家語ニ 御母堂ハ西ハ条原し 御息女ハお幸の事し [illegible] 御生ノ足

月ニ了諸御渡ましく 御世話ニハ小云了 御耳ニ
やらし御禅ニ祖父ヘ御申とや 中
云ニ [illegible] 御多く能ナリ 中略
室新郎御枝為ニ上り御女御ニ蝶川ハ太郎 秘術ニ師生
攝庵宰ニ造くニ年しの此御里ニ達ハ御婚姻 お整ひ
関説の字御自息女と関東ヘ下りし時の媒申します 下略